声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.71（2026.8.13）
編集・発行：「自由と人権」榎本（090-1884-5757）
ホームページ https://www.bbm-a.jp/eno-takanosu1737/jiyu/

目次

① 「沖縄―焼き捨てられた旗」（栗原貞子） P1
② 恥ずべき立法―国旗損壊罪の成立― P2～3
③ デジタルとアナログ P3～8
④ 「政治活動」か「政党活動」か P8
⑤ 案内・後記 P8

ご自由にお持ちください

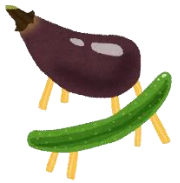

沖縄――焼き捨てられた旗

おぼえていますか
軍艦マーチに前奏されて
読まれた開戦の昭書を――。
おぼえていますか
廃墟のなかで聞いた
終戦の昭書を――。
「朕ハココニ米国及ビ英国ニ対シテ
戦ヲ宣ス」
「朕ハココニ米英支ソ四ヶ国ニ対シ
共同宣言ヲ受諾スル旨ヲ
通告セシメタリ」
「爾臣民ソレ克ク朕ガ意ヲ体セヨ」
のがれようもない最高責任者
北はアリューシャンから
南はガダルカナル、ブーゲンビリヤの果て
大陸の岩山の沙漠
太平洋の島々やジャングルのなか
天皇の軍隊と言われ
神兵と言われ　殺し殺され
民衆を襲って　米や鶏、牛や豚を略奪し
娘や人妻や老婆まで犯して
家を焼いた。
南の国のジャングルでは
蛇や蛙や仲間の人肉まで喰べた
飢餓地獄。
傷ついた兵士を　ジャングルや
沼地におき去りにして
退却しても　転進と言い
軍艦が轟沈され
爆撃機が撃墜され全滅しても
大本営は勝利を発表した。
そのたびに勝利を嘉みせられ
将兵をねぎらわれた
恐れ多くも畏き極みの
大元帥陛下
そのたびに街では日の丸を振って
旗行列をした。
アメリカを訪問して帰国したときの
記者会見では、
「広島市民ニ対シテハ気ノ毒ニ
思ヒマスガ戦争中ノコトナノデ
ヤムヲ得ナカッタ」と
原爆投下を容認し
戦争責任の質問には
「私ハソウイウコトバのアヤニツイテハ
文学方面ノ勉強ヲシテオリマセンノデ
オ答デキカネマス」と逃晦した。
沖縄の訪問はついに果たせなかったが
一九四七年九月、アメリカに
沖縄の長期占領を進言し
自らの地位を守ったことを
沖縄の人は忘れはしない
黒い機体が空を引き裂く金属音の下で
沖縄の怒りは爆発する
戦中戦後の切れ目なしに
轟音にさらされている沖縄。
火焔木が血色に咲く十月
海洋国体に天皇の名代で
本土から降臨した皇太子夫妻
けれども島民は君が代は歌わず
日の丸を引き降ろして
焼き捨てた。

八八・一〇

（栗原貞子「反核詩集
核なき明日への祈りを込めて」より）

恥ずべき立法
―国旗損壊罪の成立―

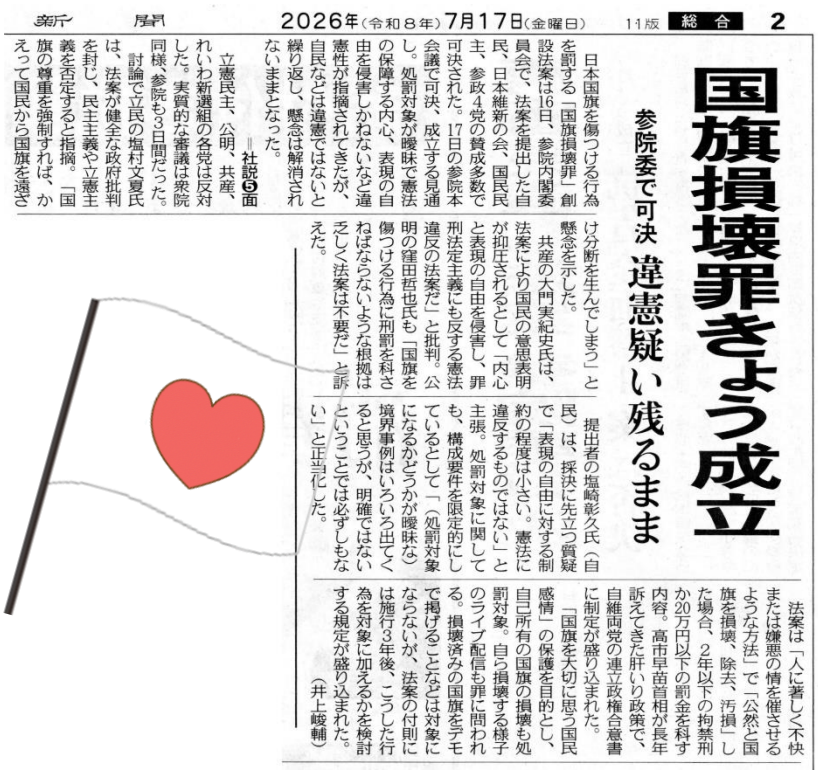

新聞 2026年（令和8年）7月17日（金曜日） 11版 総合 2

国旗損壊罪きょう成立

参院委で可決 違憲疑い残るまま

日本国旗を傷つける行為を罰する「国旗損壊罪」創設法案は16日、参院内閣委員会で、法案を提出した自民、日本維新の会、国民民主、参政4党の賛成多数で可決された。17日の参院本会議で可決、成立する見通し。処罰対象が曖昧で憲法の保障する内心、表現の自由を侵害しかねないなど違憲性が指摘されてきたが、自民などは違憲ではないと繰り返し、懸念は解消されないままとなった。＝社説❺面

立憲民主、公明、共産、れいわ新選組の各党は反対した。実質的な審議は衆院同様、参院も3日間だった。討論で立民の塩村文夏氏は、法案が健全な政府批判を封じ、民主主義や立憲主義を否定すると指摘。「国旗の尊重を強制すれば、かえって国民から国旗を遠ざけ分断を生んでしまう」と懸念を示した。

共産の大門実紀史氏は、法案により国民の意思表明が抑圧されるとして「内心と表現の自由を侵害し、罪刑法定主義にも反する憲法違反の法案だ」と批判。公明の窪田哲也氏も「国旗を傷つける行為に刑罰を科さねばならないような根拠は乏しく法案は不要だ」と訴えた。

提出者の塩崎彰久氏（自民）は、採決に先立つ質疑で「表現の自由に対する制約の程度は小さい。憲法に違反するものではない」と主張。処罰対象に関しても、構成要件を限定的にしているとして「（処罰対象になるかどうかが曖昧な）境界事例はいろいろ出てくると思うが、明確ではないということでは必ずしもない」と正当化した。

法案は「人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法」で「公然と国旗を損壊、除去、汚損」した場合、2年以下の拘禁刑か20万円以下の罰金を科す内容。高市早苗首相が長年訴えてきた肝いり政策で、自維両党の連立政権合意書に制定が盛り込まれた。

「国旗を大切に思う国民感情」の保護を目的とし、自己所有の国旗の損壊も処罰対象。自ら損壊する様子のライブ配信も罪に問われる。損壊済みの国旗をデモで掲げることなどは対象にならないが、法案の付則には施行3年後、こうした行為を対象に加えるかを検討する規定が盛り込まれた。（井上峻輔）

法案は「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為を処罰対象とする」のように、極めてあいまいなものだ。何に対して「著しく不快又は嫌悪の情」を持つかは、ひとにより、おかれている立場の違いにより正反対にもなり得る。また、取り締まる側の受け止め次第で、どのようにでも拡大解釈がなされる可能性もある。

さらに驚くべきことには、毀損の対象物が自己の所有であっても処罰の対象になるということだ。他人の所有物を壊せば、器物損壊罪（刑法第 261 条）として処罰されるが、自分の「旗」であっても処罰されることになる。まさに思想統制そのもの、と言わねばならない。

国のシンボルとしての旗や歌が不可欠なものであるかの論議はさておき、そのような旗や歌は、国民的意志と、機運の盛り上がりによって成立すべきものだろう。人に罪を課してまで、その損壊や汚損から守らねばならない「国旗」とはどのような存在であるのか。そのようにしなければ、維持できない旗とは、すでに国民から見放されたものであることを証明しているようなものだ。

また、取り締まらなければならない立法事実さえなかったことは、法案が提出された段階から指摘されていた。もちろん、そのような立法事実がなかったからと言って、旗が国民から支持されていたわけではない。旗に対しては、国内外に批判的感情を持つ人々が多々いるという事実を忘れてはならない。

こんな法律がまかり通る社会であれば、国歌を歌わなかったり、茶化したり、アレンジしたりする行為を取り締まる「国歌侮辱罪」などという法律が現れないとも限らない。さらにはまた、「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」（憲法第１条）である天皇を馬鹿にしたり、皮肉ったり、批判したりすることを処罰する法律が、いつできても不思議ではない。すなわち、「不敬罪」の復活だ。これを押しとどめるためには、国旗損壊罪などという憲法違反の法律を直ちに廃止に追い込むしかない。

特定の国を対象とした好戦的な外交姿勢を堅持し、際限のない軍備増強を続ける高市政権、これら全てが、憲法の平和主義に真っ向から歯向かうものである。国旗損壊罪の廃止を進めるとともに、高市政権を１日でも早くその座から引きずり降ろさねばならない。

これを書いているときに入ってきた情報だが、10 日夜、首相官邸前で「国旗損壊罪」反対連絡会主催の「『国旗損壊罪』を笑い飛ばせ！　萎縮なんかしないぞ　官邸前アクション」が開かれたとのこと。教員在職中から一貫して日の丸・君が代に対して闘ってきた根津公子さんから届いたメールによると、8 月 10 日の抗議行動の後も、損壊罪が成立した日である 17 日を記して、毎月官邸前で抗議行動を行う予定とある。個人的には、体力的な問題から夜は無理だが、日中であれば一度は参加してみたい。元気な皆さん、ぜひ毎月の 17 日行動にご参加を！

デジタルとアナログ

1、キャッシュレス化

東京アブリ生活応援事業に限らず、近年のデジタル化の流れは激しさを増している。とりわけスマホの普及に伴って、その傾向は段違いになった。スマホひとつあれば、写真も動画も思いのまま、調べものも、あっという間に答えを引き出せる。さすがに現金だけは ATM でなければ引き出せないが、電子マネーやポイントならばその場で決裁することができる。いわゆるキャッシュレス化である。

キャッシュレス化の流れはスマホ普及以前からあった。スイカやパスモといった交通系 IC カードや、クレジットカードを使った決済システムだ。クレジットカードにはあまり興味を持たなかったが、交通系 IC カード、「カード切符」が出たての頃は便利なものだと思い、すぐに購入した。切符を買う手間が省け、改札に直行できる便利さがあった。

「カード切符」が登場する以前から、改札から駅員（切符切り）がいなくなり、自動改札になっていた。そのうち、小さな駅からは駅員までいなくなった。これは、今から考えると重大なことだったはずだが、あまり問題にはならなかった。労働運動が低調な時代にあって、組合も反対運動に積極的に取り組まなかったのだろう。今ではスーパーやコンビニからレジ打ちが少なくなり、「セルフレジ」などが全盛になっている。小さな店舗でも自動現金支払機のようなものがあって、目の前に店員がいるのに、そこにお金を投入するようなことも珍しくはない。

それでも現金を支払うのであればまだマシなほうである。支払いもカードやスマホで済ますことが当たり前、いわゆるキャッシュレス化が行き渡ると、今度は現金が使えないという逆転現象も生じる。

京王バスは、「路線バスの完全キャッシュレス化を目指します」として、「2027 年度には現金による運賃収受を終了する予定です」と表明している。現金しか持たない乗客はいったいどうすればいいのだ。

これは法律違反（日本銀行法 第 46 条 2 項「日本銀行が発行する銀行券（以下「日本銀行券」という。）は、法貨として無制限に通用する。」）ではないのか。しかし、国土交通省がこれを奨励しているというのだから、あきれてものも言えない。むしろ国は、現金決済システムは義務であるという立法を行うべところだ。

京王バスは、さらにダメ押しをするかのように、「現在京王バスでは 96%以上のお客様にキャッシュレス決裁をご利用いただいております。」と喧伝している。現金を使って乗車しているのは、わずか 3.9%に過ぎないというのだ。ごく少数の例外的な人たちだから、そのツケは当事者に押し付けてもいいというのか。これでは、剥き出しの少数者切り捨て、排除の論理ある。「いつもニコニコ現金払い」の権利を保障しろ！と言いたい。

しかしそうは問屋が卸さない。デジタル化というものは例外や少数者の存在を認めない傾向が強い。なぜならそれを認めると、デジタル化によるコスト削減が台無しになってしまう（投資効果が無くなる）

との判断があるからだ。

しかし、本当にそうか。むしろ反対ではないかと思う。現金使用派が少数であるのならば、現金乗車を認めても、逆に大した手間にはならないはずだ。もし仮に、膨大な費用負担があったとしても、キャッシュレスに馴染まない者の権利は守られなければならない。いかにキャッシュレス化が進んだとしても、現金決済イステムは最低限の基盤として残すべきだ。

支払い側には支払方法の選択権がある。カードやスマホでの決裁が便利な人はそれを使えばいい。しかし現金しか使わない人にまでそれを強制する権利は、国や自治体、事業者には無い。支払方法がキャッシュレスに限定されてしまえば、それはキャッシュレス専制主義であり、国がこれを推進するとなれば、デジタル帝国主義的な強制である（ちなみに、京王バスの正式名称が「京王バス株式会社」、そのルーツはなんと「京王帝都電鉄」である。キャッシュレス化が帝国主義的であることもうなずける）。

このような日本でのキッシュレス化の流れの一方で、よりキャッシュレス化が進んでいる（が故に、か？）欧米では現金決済を義務付ける法律が成立している。アメリカ・ニューヨーク市では「キャッシュレス禁止法」があり、スウェーデンでは緊急事態に備える意味もあって、2026 年 7 月 1 日から現金の収受が正式に義務付けられる。日本も顧みる必要がありはしないか。

2、デジタル申請

ここまでは、現金決済とカードやスマホによるキャッシュレス決裁について述べてきたが、ここからは諸手続きのデジタル化について考えてみる。

近ごろでは、公共施設の予約にもデジタル化の波が押し寄せている。パソコンやスマホで申請し、当日はスマホの画面を見せて施設使用が許可される。デジタル申請が苦手な人に対しても、紙で申し込む方法は採らず、受付窓口近くに置いてあるパソコンを使って、職員が入力方法を手ほどきするというやり方だ。窓口に行くと、そんな人が結構いる。教える方も大変だろうが、教えられる方も高齢者であるだけに心穏やかではないだろう。これに苦情を言う人はほとんどなく、複雑な思いを抱えて、若い職員に「指導されて」いる。

就職試験でもデジタルによる申し込みが増えている。書類での受付もないではないが、デジタルによるものと比べれば少数である。

これが入試となると、とりわけ私立校では圧倒的にデジタル化されている。公立校でも、私立校ほどではないが、デジタル受付はどんどん進んでいるようだ。大学の場合は、ほぼ全てデジタル受付（Web 申請）となる。大学入学共通テストが Web 出願になったので、その流れに乗ったものだろう。

就職試験であれ、入学試験であれ、デジタル申請に対する苦情があったという話は聞こえてこない。それはそうだろう。入試、就職試験とも、受験するのは若い世代、保護者がこれを代行するにしても保護者自身が高齢ということはまずない。スマホや PC の操作は慣れている。

ただし、当事者にせよ保護者にせよ、障害を持つ人であるケースはあり得るので、全く問題がないとは言い切れない。しかし、入学・就職のいずれも、受験に臨む側は相対的に弱い立場にある。「デジタル申請ではない申請方法を保障しろ！」などと、とても主張できる立場ではない。不満があったとしても、苦情が表出する可能性はきわめて低いと考えられる。

役所の申請などはどうなのだろうか。婚姻届けは全て書類による窓口申請、もしくは郵送だ。離婚も同様。転居届は、転出の場合はデジタル申請が可能、転入の場合は窓口申請となる。車両登録・変更申請や不動産登記もオンラインでできると国交省や法務省の HP には書いてある。ただし車両登録・変更

については軽自動車と 125cc 以下のバイクを除くとある。紙での申請は認めないと書いているわけではないので、従来通りの申請方法は保たれているのだろう。

申請とは少し違うが、事件・事故の 110 番通報、火事・救急の 119 番通報は、現在のところ音声通話のみで、デジタルによる通報システムはない。ただし、聴覚や言語機能に障害があって音声通話が困難な場合、事前に登録しておくことで、スマホや PC を使って通報できるシステムが用意されている。

これらを見ると、まだ日本では、一部を除いてデジタルオンリーの申請システムにはなっていないようだ。

施設の申請だけならばまだしも、役所の全ての申請でデジタル化が施行されたらと思うと暗澹たるものがある。まして店舗、企業関係のデジタル化が進行すれば、これに対応できない高齢者や障害者は引きこもるしかなくなる。デジタル申請にはマイナカードがセットになっている場合も多く、実質的なマイナカードの強制使用ともなる。窓口（もしくは郵送）での紙での申請方法を保障することは、公共団体、事業団体を問わず、最低限のルールだ。デジタル申請限定というのは、人権侵害の疑いさえある。

海外では、デジタル申請オンリーに対して激しい反発や批判がある。イギリス・フランスなどでは高等裁判所や最高裁判所が異議の申し立てに対し、違法の判決を下している。また、不動産登記や婚姻・離婚の届けの場合には、いくつものアナログ的制約がある、婚姻・離婚の届けは、対面での意思確認、財産分与などの協議書の作成などが義務付けられている。デジタル申請で完結するには、問題が大きいということだろう。また、不動産登記は詐欺行為などを防ぐ意味あいから、公証人の手書きのサインを求められるなど、あえてハードルを高くしている。

ところが、このように問題の多いデジタル申請限定であり、キャッシュレス化を目指すような事業が、地方自治体である東京都でまかり通っている。それが東京アプリ生活応援事業である。しかもキャッシュレス化とデジタル申請オンリーの問題に限らない、歪んだ政策面も見られるのだ。

3、東京アプリ生活応援事業について

東京アプリ生活応援事業については、この通信でも NO.68 から NO.70 まで、3 号連続で取り上げてきた。スマホとマイナカードを使ってこの事業の「恩恵」を受けている人たちにとっては、ど～でもいいことかもしれないが、実はそうではない。少数者切り捨て・排除御免の、違法で、重大な問題をこの事業は内包している。今は多数派に属すそれらの人びとも、いつ少数派に転落するか知れたものではない。この通信を読んでくださるのは、多くが「少数派」に属する人たちであろうから、今回も東京アプリ生活応援事業の問題について、再々再度、しつこく触れる。

デジタル申請とポイント付与という問題の多い事業を、他の申請方法、給付方法を一切認めず強行することで、多くの問題を生み出している。そのことを解明するための素材として、今回は東京アプリ生活応援事業訴訟原告団が作った訴状の前半部を提示する。

訴状は、大きく分けて 2 つの構成、すなわち、「請求の趣旨」と「請求の原因」から成り立っている。「趣旨」のほうは、裁判長にこのような判決を書いてくれという内容が書かれている。

ちなみに今回の場合は、以下のごとくである。

1、被告は、損害賠償金として原告一人当たり 111,000 円、及び 2026 年 2 月 2 日から支払い済みまで年 3%を上乗せした金員を全ての原告に支払え。

2、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

「原因」のほうは、第 1 から第 5 までに分けられている。前号の通信 NO.70 で取り上げたのは、「第 4、東京アプリ生活応援事業の根本的問題」を通信向けに若干手を入れて書き直したものだ。

今回は「第 2、事件の概要と経緯」から書き抜いて提示する（訴状をもとに、内容を若干変えた）。

（1）事件の概要

2025 年 12 月都議会で可決され、翌年 2 月 2 日より被告によって実施されている東京アプリ生活応援事業は、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業である。しかるに、全ての都民に現金交付されるというシステムにはなっていない。その申請には、東京アプリをダウンロードしたスマートフォン（以下、す「スマホ」とする）、及びマイナンバーカード（以下「マイナカード」とする）の使用が、必須となっている。さらに、給付は東京ポイントという「仮の通貨」の付与に限られている。

しかし、様々な事情でスマホやマイナカードを持ってはいない、または、持っているが使用しない、あるいは使いこなせない都民は、その申請すらできないという不当な立場に置かれている。もちろんスマホもマイナカードも、その所持や使用が義務であるわけではなく、国民の自由意思に任せられている。

原告には、地方自治法第 10 条 2 項の「普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」に基づいて、物価高騰対策である公的支援金を受給する権利、また、そのための申請手続きをする権利があるにもかかわらず、申請もできず、現金給付も受けられないという、重大な権利の侵害を受けている。

これはひとえに、公権力の行使者である被告が、その職務として、窓口での申請手続き、現金給付という代替策を講じず、これを怠っているからに他ならない。被告の本件における不作為は法の下の平等を定めた憲法第 14 条 1 項に違背することは明白である。

（2）制度設計上の瑕疵と違法性

被告は「昨今の物価高騰により、（中略）食料品や日用品、電気代やガス代など、生活に関わるあらゆるものの値上がりが家計を圧迫しています。」として、東京都に住民登録をしている 15 歳以上の都民に対し、「東京アプリ生活応援事業」を行っている。実施期間は、2026 年 2 月 2 日から 2027 年 4 月 1 日までである。その目的として、「東京アプリの更なる普及促進を図るとともに、昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて都民の生活をより一層応援するため」としている。

すでに述べたように、本事業の申請は、東京アプリをダウンロードしたスマホと、マイナカードによる本人確認を行うことで完了するもので、他の申請方法はない。いわゆる「デジタル申請」のみに限定されている。これまで福祉局などの給付事業で実施されてきた、窓口による申請手続、または郵送による申請手続はない。また、給付の内容は、「東京ポイント」と称するポイント付与に限定されている。従前の給付事業で行われてきた現金給付は実施していない。

そのため、これに適応できない都民、すなわちスマホ自体を持てない低所得者、意図的にスマホ所持を選択しない人、スマホを持ってはいるが NFC（近距離無線通信システム）対応ではない場合、メールを使用しない人、スマホ機能を活用することが困難である障害者や高齢者、情報管理に対する危惧からマイナカードを所持しない人などは申請すらできないという不当な立場に置かれている。

マイナカードは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

（以下「番号利用法」と記す）の第 16 条の 2 によって定められているとおり、本人の申請によって作成されるものであり、その所持も利用も任意である。スマホも、全ての都民がこれを所持しているわけではない。そもそも、スマホを持つも持たぬも、どのような携帯電話を持とうとも、全くの自由意思に委ねられている。そのような任意所有、任意使用のスマホやマイナカードを、公共団体である東京都が、その申請において必須とすることは正当とはいえない。

しかし、ここで原告が問題にしているのは、その事実自体ではない。問題の核心は、誰でもが申請できる、それ以外の申請方法を採用していないことである。デジタル申請以外に申請の選択肢がなければ、マイナカードとスマホの使用は公権力による実質的な強制であり、違法性を帯びてくる。

とりわけマイナカードについては、番号利用法で作成が任意であると認められているが、本事業の申請にあたっては、マイナカードとスマホを用いた申請の他に申請手段がなく、マイナカードを使用しなければ受給が不可能である。これは、法に反するマイナカード作成の実質的な強制である。すなわち、地方自治体である被告は番号利用法を犯していることになる。

カードもスマホも使わない都民が申請できないならば、被告は地方自治法第 10 条 2 項の「普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」を侵していることになり、申請にカードを使用させたとなれば、刑法上の罪には問えないにしても、被告は番号利用法を犯していることになり、社会的責任が問われることになる。しかも被告は地方公共団体であり、その責任は重大である。

番号利用法違反であれ、地方自治法第 10 条 2 項違反であれ、これらは、被告が行った本制度設計上の瑕疵に基づくものであり、公権力の行使による裁量権の濫用は明らかである。

給付がポイント付与という点についても、全く同様のことが言える。ポイント付与が便利だという都民はこれを利用すればよい。しかし、ポイントが使いづらいという都民に対しては、現金給付という代替策を用意しなければならない。

そもそも、地方自治体という公共団体が、特定の企業と結びついたポイント使用を推進することは、憲法第 14 条 1 項に基づく平等性の原則に反し、違法である。この違法性を回避するには、現金給付という一般的な支給方法を選択できることが必要であるが、本事業ではそれがない。これらの選択不能性が、本事業の違法性を形成しており、これも被告が公権力の行使として行った、本事業の制度設計上の瑕疵に基づくものである。

（3）目的の手段化

東京アプリ生活応援事業には二つの目的がある。そのひとつが東京アプリの普及促進であり、もうひとつが物価高対策としての生活応援である。

しかし、マイナカード、及びスマホの所持と使用を前提とする東京アプリ生活応援事業は、生活支援を最も必要とする低所得世帯や、生活困窮者に行き渡らない可能性が高い。これを裏付けるように、生活支援を必要とする低所得世帯ほどスマホの普及率が相対的に低いという実態を示すデータもある。まして生活保護受給者や、日々の生存を維持するだけで精一杯の路上生活者などは言わずもがなである。このような人たちが実質的に対象外とされる「生活応援」事業は、生活支援の名に値せず、その存在価値もない。

いかに東京アプリの普及促進という目的があるとはいえ、生活支援を最も必要とする人たちに行き渡らないような制度設計は、被告が定めた「昨今の物価高騰など」に対する「応援」というもう一つの目的に反するものである。また、被告・東京都が、様々な分野での政策・戦略において高ら

かに宣言している、「だれひとり取り残さない」というスローガンにも背くものである。

このような事業の実態は、東京アプリの普及促進という目標に、「昨今の物価高騰など」に対する「応援」のためのポイント付与を、実質的に奉仕させるものである。すでに述べたように、これを抜本的に改善するためには、窓口申請、現金給付を行うしかないが、被告はこの代替策を採る気はない。

最も生活に困窮している人たちに届かなくてもよしとする東京アプリ生活応援事業は、聞こえのいい「生活応援のためのポイント付与」を東京アプリの普及促進に利用しているだけ、といえる。行政による職権の濫用はもとより、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的外使用の疑いさえある。

【以下略】

「政治活動」か、「政党活動」か、

NO.70 でもお伝えした、今年の平和市民のつどいの「市民団体コーナー」についての同意書提出の件である。例年のことだが、「市民団体コーナー」参加団体に対し、取り扱えないもののひとつとして、「政治活動を目的としたもの」をあげていた。「自由と人権」並びに「サンホセの会」は、これを「政党活動と読み替える」と記載し、同意書にサインした、その後日談である。

もちろんなんの問題もなく参加は認められたが、当方の反論を受けた担当課長は、地方公務員法第 36 条で政治活動が禁じられていることを根拠に挙げた。しかし、同法 36 条 1 項では「職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。」とされており、政治活動一般を禁止しているわけではない（しかも 2 項はでは、職員の属する地方公共団体の区域外では、一定の政治活動を認めている）。

前号で取り上げた、松本文科相の例に限らず、条文を詳細に読まないと、とんでもない違法行為が当然のこととしてまかり通ってしまう。細部にこだわって異議を申し立てていくことは面倒かもしれないが、いまの自由と権利を守り抜くためには、決して譲ることができない、市民の努めであろう。

2026 年 第 22 回平和市民のつどい
市民団体コーナーⅡ

日時：8 月 15 日（土）午後 4 時 30 分～午後 7 時
※設置作業から参加される方は午後 3 時 30 分集合
会場：都立東大和南公園 平和広場
（東大和戦災変電所前）
市民団体コーナー特設テント内

参加団体：原水爆禁止東大和協議会／東大和９条の会／サンホセの会／自由と人権
東大和・戦災変電所を保存する会

★市民団体コーナーを盛り上げましょう！
皆さんふるってご参加ください。

【後記】デジタル化は安全・安心安上がり、省エネで環境負荷もない。どこかで聞いたようなセリフではないか。チェルノブイリ・フクシマ以前には、主語を原発に置き換えたこんな言葉が飛び回っていた。今ではそれが全部嘘だったことが明らかになっている。デジタル化も、いつかは同じ末路をたどるような気がしてならない。その陰に潜む巨大利権もまた同様。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。